

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 国・自治体・占用企業者が協力し路上工事を抑制します
— 一年末年始(12月22日～1月6日)の交通混雑の緩和を目指します —

長野県路上工事縮減対策行動計画策定協議会

長野県内の道路では、各道路管理者(長野国道事務所、飯田国道事務所、長野県、長野市)、長野県警察本部、各占用企業者が連携して路上工事の縮減に向けた取り組みを進めています。今年も交通混雑が予測される年末年始期間中は、快適に道路を利用して頂くために、下記の道路において路上工事を抑制します。

記

- 1.対象工事：交通規制を伴う路上工事

(注)ただし、安全確保の観点から緊急に必要な工事等は除きます。

- 2.抑制期間：平成30年12月22日(土)から平成31年1月6日(日)まで

- 3.抑制箇所

【長野県内の国が管理する次の道路】

長野国道事務所が管理する次の道路

- ・国道18号、19号(塩尻市高出交差点以北)、20号
- ・中部横断自動車道(八千穂高原IC～小諸御影料金所)

飯田国道事務所が管理する次の道路

- ・国道19号(塩尻市高出交差点以南)、153号(飯田市以南)
- ・三遠南信自動車道(飯田山本IC～天龍峡IC、龍江IC～飯田上久堅・喬木富田IC、矢筈トンネル区間)

【長野県内の路上工事縮減モデル地区(長野市居町地区)における次の道路】

- ・国道18号、19号、406号、県道及び抑制対象の市道

※路上工事縮減モデル地区は、長野県路上工事縮減対策行動計画策定協議会が指定したものです。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [481 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/nagano_00000326.html

2. 第二海堡(かいほう)の一般公開決定！～第二海堡上陸本格ツアー開始決定～

関東地方整備局 港湾空港部

東京湾の中央に位置する「第二海堡」は、建設時から今まで、関係者以外立ち入ることがありませんでしたが、今日、訪日外国人旅行者等への魅力ある観光資源として一般公開が求められており、関東地方整備局と関係者において一般公開に関する検討を進めてきました。

本年8月24日～11月25日の間、「第二海堡上陸トライアルツアー」を実施(全22回：延1,024名上陸)し、安全にツアーが実現できることを確認できたため、第二海堡を一般公開し、平成31年3月以降より本格ツアーを開始することを決定しました。

なお、港湾関連の公的施設を観光目的として一般公開する事は、第二海堡が初の事例となります。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [195 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/pa_00000271.html

3. マイ・タイムラインリーダー認定制度始動！ ～防災・減災活動を地域に根づかせる～

鬼怒川・小貝川上下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

市町、県、国で構成する鬼怒川・小貝川上・下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会では、「みんなでタイムラインプロジェクト」を推進しています。この取組の一環として、平成29年度よりマイ・タイムライン検討ツール「逃げキッド」を活用したマイ・タイムライン作成講座を実施してきました。

さらに、マイ・タイムラインを普及し、地域に根付かせていくため、防災・減災の知識や経験を持ち、地域に発信できる方をマイ・タイムラインリーダーとして認定し、マイ・タイムラインの理解を深めていただき、地域に広げる活動を推進する制度を策定しました。

マイ・タイムラインに関する情報は、下記の下館河川事務所ホームページにまとめて掲載しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/shimodate00285.html>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [2102 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/shimodate_00000207.html

4. 国道1号 新道大坂上付近の「急なS字カーブ」を解消しました。

関東地方整備局 横浜国道事務所

<緊急事故対策工事の概要>

○国道1号新道大坂上付近については、戸塚警察署交差点前からの上り坂の頂上付近の見通しが悪いところに「急なS字カーブ」があることから、大型車等の事故が多発していましたが、今般、緊急事故対策工事が完了し、「急なS字カーブ」を解消しました。

○今後、対策後の事故等をモニタリングすることにより安全性向上について、整備効果の検証をしてまいります。

工事完了日：

平成30年12月13日(木)

*天候等により完了日が延期する場合があります。

場所：

神奈川県横浜市戸塚区戸塚町地先

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [469 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/yokohama_00000496.html

5. 「民間運営見学システム」による社会実験

開始から3ヶ月で昨年度の年間見学者数(約2万人※)を突破！

～より一層魅力を高めた見学会に生まれ変わります～

関東地方整備局 江戸川河川事務所
春日部市役所
東武トップツアーズ(株)

「首都圏外郭放水路利活用協議会」は、「東武トップツアーズ株式会社」と連携し、「民間運営見学システム」による社会実験を平成30年8月1日から実施しています。

社会実験の開始から3ヶ月が経過したところですが、インフラツーリズム拡大と地域活性化の取組成果及び今後の予定についてお知らせします。

【主な取組成果】

- ・土日祝日も含めた見学回数の増加により、前年度と比較して各月約3.5倍～4.3倍の大幅な見学者の増加を実現。8～10月の3ヶ月間の見学者数が、昨年度の年間見学者数(約2万人※)を突破。また、海外からの見学者も大幅に増加。
- ・旅行会社による企画旅行の受入れによって、首都圏外郭放水路を組み込んだツアー商品や、春日部市内の施設や店舗、農園等への誘導・回遊に向けた地域活性化の取組も促進。

【今後の予定】(本文資料(PDF)別紙 2)

- ・ 冬季の社会実験では、フォトジェニックな地下神殿をバックに写真が撮れるフォトフレームをご用意。
また、クリスマス期間限定特別仕様の「防災地下神殿カード」も配布予定。「地下神殿コンシェルジュ」の装いも新たに、皆様のご来場をお待ちしています。
- ・ また、これまで得られたデータの分析・検証をもとに、魅力をより一層高めるための改修等を実施するため、現在の見学会の開催は平成 30 年 12 月 26 日までとし、新たな社会実験を平成 31 年春頃から再開予定。ぜひ新たな社会実験にもご期待ください。
※平成 29 年度無料見学会の参加者数(19,512 人)

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [2027 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/edogawa_00000130.html

6. 地域インフラサポートプラン ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局 企画部

関東地方整備局では、年間約 1,200 件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページ (<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>) にて紹介しています。

(現在、252 話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 土地の成り立ちから、身のまわりの自然災害リスクを確認！

～土地の成り立ち（地形分類図）が、簡単に確認できるようになりました～


土地の成り立ちは、身のまわりの自然災害リスクを教えてください。


例えば、周囲が浸食により削られ周囲より高い「台地・段丘」では、河川氾濫のリスクはほとんどありませんが、河川との高低差が小さい土地は注意が必要です。また、河川によって形成された「谷底平野」は、大量の雨が集中して降ると河川氾濫に注意が必要です。


国土交通省では、身のまわりの土地の成り立ちを簡単に確認できるよう、土地分類基本調査の5万分1地形分類図を、国土交通省ハザードマップポータルサイトの「重ねるハザードマップ」で確認できるようにしました。


また、簡易的な水害リスクの情報を提供できるよう、都道府県が管理する中小河川における航空レーザ測量による三次元地形データや地形分類図等を活用した簡易的な水害リスク情報の作成及び公表にあたっての留意事項等を整理した手引きを公開しました。


添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[添付資料\[1\]](#)（PDF形式）

[添付資料\[2\]](#)（PDF形式）

[添付資料\[3\]](#)（PDF形式）

[添付資料\[4\]](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000087.html

2. 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を閣議決定

～ソフト・ハードの両面からインフラの機能を強化し、災害時に命を守り、暮らしと経済を支えます～

近年激甚化している災害により全国で大きな被害が頻発している状況から、総理大臣からの指示を受け、先般とりまとめられた「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」等を踏まえ、特に緊急に実施すべき対策として、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が、本日、閣議決定されました。

国土交通省では、所管する分野において、総点検の結果や得られた教訓等を踏まえ、ソフト・ハードの両面から集中的に取り組んでまいります。

○ 本年発生した7月豪雨、台風第21号、大阪北部地震、北海道胆振東部地震、豪雪等をはじめ、近年激甚な災害が頻発しており、災害で明らかとなった課題に対応するため、総理大臣からの指示を受け、防災のための重要インフラ、国民経済・生活を支える重要インフラについて、災害時にしっかり機能を維持できるよう政府全体で総点検が行われ、

11月27日に結果及び対応方策がとりまとめられました。


- 国土交通省では、所管する分野において、総点検の結果や得られた教訓等を踏まえ、
 - ・ ソフト対策として、災害時に命を守るため、ハザードマップ等による必要な各種リスク情報の徹底的周知や外国人旅行者等への情報提供体制の確保など国民等の安全確保に資する体制強化等
 - ・ ハード対策として、河川・砂防等の防災のための重要インフラの機能強化等により大規模な浸水・土砂災害・地震・津波・火山噴火等による被害の防止・最小化等を図るとともに、道路・鉄道・港湾・空港等の国民経済・生活を支える重要インフラの機能強化等により、命を守るための災害時の避難や救助、1日でも早く平常の暮らしや経済活動を取り戻すための迅速な復旧・復興に不可欠な交通ネットワークの確保等ソフト・ハードの両面からの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に集中的に取り組んでまいります。

<参考>

重要インフラの緊急点検に関する政府全体の動きについては、「重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議」HPをご覧ください。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jyuyouinfura/index.html>

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo01_hh_000028.html

3. 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の公布について～チェーン規制に関連する改正を行います～

冬期道路交通確保対策検討委員会(※)において、大雪時の道路交通の確保のためにいわゆるチェーン規制を実施すべき旨が示されたことを踏まえ、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)の一部を改正し、本日、公布・施行しました。

※「冬期道路交通確保対策検討委員会」

(<http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/toukidourokanri/index.html>)

1. 概要

以下の改正をいたします。

- (1) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」の規制標識の新設
 - (2) 画像表示用装置に道路標識を表示する場合の背板の色に関する規定の追加
- ※ 詳しくは別紙をご覧ください。

2. スケジュール

公布・施行：平成30年12月14日(金)

※ チェーン規制の実施区間については、決定次第、別途お知らせする予定です。

3. 意見公募手続の実施結果


本命令案に係るパブリックコメントの結果、合計986件の意見が寄せられました。

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。


・チェーン規制についてQ & A


(<http://www.mlit.go.jp/road/bosai/fuyumichi/tirechains.html>)

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

[別紙](#) (PDF 形式) 

[新旧対照表](#) (PDF 形式) 

[【参考資料】チェーン規制についてQ&A](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001110.html

4. 「国土交通省気候変動適応計画」の一部改正

～政府の「気候変動適応計画」の閣議決定に合わせ、最新の施策等を反映～

平成 30 年 6 月 13 日に公布された「気候変動適応法」に基づき、本日、新たに「気候変動適応計画」が法定計画として閣議決定されたことから、これに合わせ、国土交通省気候変動適応計画についても、同様に最新の施策等を反映する改正を行いました。

国土交通省は、国土交通分野における適応策として、平成 27 年 11 月に「国土交通省気候変動適応計画」を策定しました。本計画は国土交通省の自然災害分野、水資源・水環境分野、国民生活・都市生活分野、産業・経済活動分野等における適応策の指針としての役割を有しています。

平成 30 年 6 月 13 日に公布された「気候変動適応法」に基づき、現行の政府全体の適応計画に法定事項や最新の施策等を反映させる形で、本日、新たに「気候変動適応計画」が法定計画として閣議決定されたことから、これに合わせ、国土交通省気候変動適応計画についても、同様に最新の施策等を反映する改正を行いました。

本計画に基づいて、国土交通省は、全国に展開している地方支分部局における現場業務から、本省におけるハード・ソフト両面での制度等企画・立案業務、さらには気候変動の観測・研究に関わりの深い気象庁や国土地理院から、国土技術政策総合研究所等の研究機関まで幅広く所掌する総合力を発揮して、適応策の展開に総力を挙げて取り組んでまいります。

【改正のポイント】

○ 現行計画策定 (H27.11) 以降の施策、平成 30 年 7 月豪雨、台風 21 号等を踏まえた施策として、


- ・ 港湾における高潮対策の推進
- ・ 災害時における危機管理体制としての自転車の活用
- ・ 我が国の航空ネットワークを維持するための空港機能確保のための対策
- ・ 非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策 等

について追加・拡充

添付資料

[国土交通省気候変動適応計画（分野別施策の概要）](#)（PDF 形式）

[国土交通省気候変動適応計画](#)（PDF 形式）

[報道発表資料](#)（PDF 形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo10_hh_000173.html

5. 避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等を耐震診断の義務付け対象に追加 ～ブロック塀等の耐震化促進に関する政令を閣議決定～

通行障害建築物に、建物に附属する一定の高さ・長さを有するブロック塀等（補強コンクリートブロック造又は組積造の塀。以下同じ）を追加する「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

これにより、都道府県又は市町村が耐震改修促進計画に記載する避難路の沿道にある一定規模以上の既存耐震不適格のブロック塀等は、耐震診断が義務付けられます。

1. 背景

建築物の耐震改修の促進に関する法律において、都道府県又は市町村は、耐震改修促進計画において、沿道建築物について耐震診断及び耐震改修を促進することが必要な道路等に関する事項を記載することができることとされています※1。

当該道路に接する通行障害建築物※2であって既存耐震不適格建築物であるもの（耐震不明建築物であるものに限る。）については、その所有者に当該建築物の耐震診断及び所管行政庁に対する耐震診断結果の報告が義務付けられています。

今般、ブロック塀等が倒壊した場合に通行障害が生じることを防ぐため、通行障害建築物に、建物に附属する一定の高さ・長さを有するブロック塀等を追加することとします。

※1：法第5条第3項第2号及び第6条第3項第1号

※2：地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物

2. 概要

通行障害建築物に、その前面道路に面する部分の長さが25m※3を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離※4を加えた数値を2.5で除して得た数値を超えるブロック塀等であって、建物に附属するものを追加します。

※3：地形、道路の構造その他の状況によりこの長さとするのが不相当である場合、8m以上25m未満の範囲において、都道府県知事又は市町村長が規則で定めることができる。

※4：地形、道路の構造その他の状況によりこの距離とするのが不相当である場合、2m以上(高さ $2 \div 2.5 = 0.8\text{m}$ 以上)の範囲において、都道府県知事又は市町村長が規則で定めることができる。

3. スケジュール


公布：平成30年11月30日、施行：平成31年1月1日

添付資料

[【報道発表資料】避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等を耐震診断の義務付け対象に](#)

[追加](#) (PDF 形式) 

[要綱](#) (PDF 形式) 

[本文・理由](#) (PDF 形式) 

[新旧](#) (PDF 形式) 

[参照条文](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000753.html

「牛伏川階段工完成 100 周年記念行事」

石積砂防シンポジウム・県民講演会を終えて

—長野県 松本建設事務所—

1. はじめに

牛伏川階段工は、長野県松本市内田地区の牛伏川上流部に位置する石積みでできた砂防施設です。平成 24 年度には「印象的な落水表情をもつ階段状の砂防施設」として、国重要文化財に指定されました。

牛伏川流域一帯は、江戸時代からたびたび洪水が発生し、下流地域に大きな被害をもたらしてきました。明治 18 年(1885)に内務省が砂防工事を着工し、明治 31 年(1898)から国費補助を受け長野県が引き継ぎ、大正 7 年(1918 年)に完了、今年(2018 年)で完成 100 周年を迎えました。

このことを機として、地域住民や行政で構成する実行委員会を立ち上げ、以下の目的とした記念行事を開催しましたので、各取組みについて紹介します。

- ① 石積み技術・砂防遺産の情報発信
- ② 住民参画による階段工の維持管理の促進
- ③ 土木事業の理解促進
- ④ 土砂災害防止に対する意識向上

■プログラム

○石積砂防シンポジウム

現地見学会

2018 年 10 月 18 日(木) 13:00~16:30

シンポジウム

2018 年 10 月 19 日(金) 9:00~12:15

- ・講演「重要文化財として評価された
牛伏川本流水路」後藤芳孝氏
- ・全国各地(9 地区)の事例発表

○県民講演会

2018 年 10 月 19 日(金) 13:15~16:30

- ・講演「災害と伝承」笹本正治氏
- ・災害学習発表 松本市立明善小 5 年 2 組
- ・朗読劇「鶺鴒の女」雪華の会

■牛伏川階段工

所在地 長野県松本市内田

河川名 牛伏川

規模 高さ 23m(19 段)、長さ 141m、川幅 5.5m

内務省技師・池田圓男(いけだまるお)によりフランスのデュランス川サニエル溪流の砂防施設を参考に設計されたことから、フランス式階段工とも呼ばれています。



上：現地見学会の様子(平成 30 年撮影)

下：完成当時の様子(大正 6 年撮影)

2. 石積砂防シンポジウム

2. 1 現地見学会

現地見学会には、約 150 名が参加し、歩く速度に合わせて 3 班に分かれ、ガイドの説明を受けながら散策しました。

見学した施設は、牛伏川階段工のほか、内務省 1～5 号堰堤、張石水路等です。いずれも石積みでつくられた施設ですが、施設ごとに特徴があります。

参加者からは「きれい」、「水の流れる音が癒やされる」、「石積み技術の確かさを感じる」等の感想が寄せられていました。



参加者に配布した限定の砂防カードと缶バッチ

2. 2 シンポジウム

シンポジウムには、300 名を越す参加者があり、松本市文化財審議委員の後藤芳孝さんから「重要文化財として評価された牛伏川流水路（牛伏川階段工）」と題してご講演いただきました。講演では、牛伏川階段工が重要文化財として評価された理由に、①石積み技術の高さ、②歴史的価値の 2 点が挙げられるが、価値を高めている事項には、地域住民の洪水を防ぐための先人たちの営みと業績を後生に伝えていこうとする意思と行動があると結びました。

事例発表では、それぞれの地域での活動について、維持管理、やりがい、課題等の発表がありました。

各地の事例発表内容

選奨土木遺産別所砂留を守る会の活動（岡山県）
福山藩神辺の砂留（広島県）
アカタン砂防文化の継承にむけて（福井県）
新潟県における歴史的砂防施設について
立山カルデラの初期の石積みえん堤（富山県）
芦澤の砂防（長野県麻績村）
薬師沢の砂防（長野県小川村）
とやまの石工の活躍について（富山県）
岐阜県の石積み砂防堰堤

3. 県民講演会

引き続き開催した県民講演会では、太田寛長野県副知事、菅谷昭松本市長の挨拶に続き、笹本正治長野県立歴史館長から、「災害と伝承」について講演いただきました。講演では、①伝説・民話、②「牛、龍、犀」が付された湖沼や川、地名と過去の災害が密接に関わっていること、とりわけ「赤牛」伝説について事例を挙げて、災害伝承の大切さを講演いただきました。



講演 笹本県立歴史館長

松本市立明善小学校 5年2組の児童からは、牛伏川で学んだ災害学習発表がありました。災害学習では、現地見学に始まり降雨体験車による体験や土石流模型、扇状地の形成模型による牛伏川の歴史を学習しました。

県民講演会当日には、「大きな石をどうやって運んだのか知って驚いた」、「階段工がなければ生まれていないのではないか」、「階段工をつくった昔の人に感謝」等の発表がありました。



災害学習発表



降雨体験車による降雨体験（8/30実施）

最後に朗読劇「鶴鴿の女（せきれいのひと）」が雪華の会（ゆきげのかい）により上演されました。牛伏川の砂防工事に携わった石工職人と6歳の女の子の話です。とても切ないストーリーと熱演により、会場からはすすり泣く声が聞こえました。



朗読劇 雪華の会（ゆきげのかい）

4. おわりに

シンポジウムの開催前から駅構内や大型商業店舗等の人の集まる場所で、パネル展示や絵画展、新聞等とおして広く情報発信を実施してきました。行事に参加した方からは、「100年前につくった砂防施設が残っていることに感動した」、「砂防施設の大切さが分かった」等の声が寄せられました。

今回の行事を通して、これまで牛伏川の歴史を知らなかった地域の人たちが改めて歴史を知る機会となり、地域一体となった防災意識の醸成が期待されるところです。

最後に、各行事に参加いただいた皆様、開催に際して準備・運営等に御協力をいただきました関係者の皆様にこの場をお借りして御礼を申し上げます。